

＊ ＊ 9月23日は 手話言語の国際デー ＊ ＊

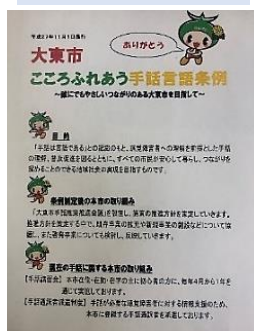
大東市の取り組み

9月23日、住道駅前時計台を
ライトアップします！



平成27年9月30日「大東市こころふれあう手話言語条例」制定
条例の手話施策推進方針に基づき様々な事業を実施しています

条例ポスター



市職員手話研修



広報だいとう 「手話コラム」掲載

手話コラム No.25

時間

左手首を右手の人差し指で差す。
(腕時計を指差す仕草)

具体的に表す

例えば「12時10分前」には集まってください」といふとき、「12時の10分前」と手話で表現すると、「12時8分ごろ」と誤解されることがあります。これは、手話の表現が「12時10分の前」と読み取られるためです。
この場合は、「10分前」という表現を使わずに、「11時50分」と具体的な時間を示すことで、何時なのかを正確かつ簡潔に伝えることができます。

問合せ 障害福祉課
TEL 870-9630 FAX 873-3838

＊事業紹介＊

《はじめての手話講座》



手話講習会への参加につながっています

《親子手話教室》

聞こえない講師から、「聞こえない」ってどんなこと？というお話や、手話であいさつやゲームをして楽しく交流します。

《手話啓発事業》

＊金融機関での手話講習



手話講座を受講する
大阪シティ信用金庫職員
(撮影：大阪シティ信用金庫)

聴覚障害についての講義、日常生活でよく使う単語や金融用語などの手話表現を学ぶ実技講習を実施しました。

災害時支援用バンダナ作製



ありがとう！

手話パンフレット作成



災害時手話ハンドブック作成

- ステップアップ手話講座 毎年開講
- 登録手話通訳者頸肩腕等検診の実施
- テレビ電話手話サービスの開始

令和7年12月に手話言語条例制定10周年記念イベント『手話でつながる ふれあいの輪』を開催しました！
手話言語、聴覚障害者に対する理解が少しずつ広がってきています。

＊ ＊ 9月23日は “手話の日” です ＊ ＊